

豊中市 4 週 8 休工事実施要領

(目的)

第 1 条 本市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨を踏まえ、建設業の働き方改革の推進、公共工事の品質確保の促進を図るため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組みとして「4 週 8 休工事」を実施する。

(対象工事)

第 2 条 4 週 8 休工事の対象は、本市が発注する全ての工事とする。ただし、以下の各号に該当する工事は除くことができる。

- (1) 現場条件により時間的制約を受ける工事
- (2) 小規模な現場が点在する工事
- (3) 第 4 条第 2 号で定める対象期間が 30 日未満の工事
- (4) 緊急の応急復旧工事

(発注方式)

第 3 条 原則、発注者指定型とする。なお、前条第 1 号から第 3 号に該当し対象外となった工事であっても、受注者が希望する場合は、発注者との協議により受注者希望型とすることができる。ただし、協議により受注者希望型の実施が合意されたとしても、このことを理由とした工期変更は行わない。

(1) 発注者指定型

受注者が 4 週 8 休に取組むことを発注者が指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式。

(2) 受注者希望型

受注者が、現場着手前に発注者に対して 4 週 8 休に取組む旨を協議した上で取組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式。

2 対象工事については、特記仕様書等発注図書に「発注者指定型」又は「受注者希望型」を明示する。

(定義)

第 4 条 4 週 8 休工事に係る定義は、次のとおりとする。

(1) 4 週 8 休

原則、土日・祝日を休日とするが、月ごと又は通期の対象期間内において 4 週 8 休以上の現場閉所が確保されている状態。

(2) 対象期間

契約締結日から完成通知日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

- イ 準備期間
- ロ 跡片付期間
- ハ 年末年始休暇（6 日間）
- ニ 夏季休暇（3 日間）
- ホ 工場製作のみを実施している期間

へ 工事全体を一時中止している期間

ト 発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

(3) 4 週 8 休以上の現場閉所

4 週 8 休以上の現場閉所に係る、定義及びその確認方法等の運用については、次に基づくものとする。

①建設工事積算基準（大阪府都市整備部）及び下水道用設計標準歩掛表を適用する工事は、「大阪府都市整備部「週休 2 日工事」実施要領」を適用する。なお、条文内で「完全週休 2 日制工事」及び「週休 2 日制工事」、「週休 2 日制工事」とあるのは、「4 週 8 休工事」と読み替えることとする。

②公共建築工事積算基準を適用する工事は、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について（改定）」及び「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」を適用する。

③水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を適用する工事は、同必携を適用する。

(4) 現場閉所

工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態とする。

(例)

契約締結日	対象期間（のべ 200 日）						完成通知日
	現場着手日	4 週 8 休対象期間日数 191 日（200 日－夏季 3 日－年末年始 6 日）					
	191 日 × 28.5% = 54.4 日 55 日以上現場閉所日確保で 4 週 8 休達成						
準備		夏季 3 日		年末年始 6 日		跡片付	

(労務費等の補正)

第 5 条 労務費等の補正については、次の各号に基づくものとする。

(1) 建設工事積算基準（大阪府都市整備部）及び下水道用設計標準歩掛表を適用する工事は、「大阪府都市整備部「週休 2 日工事」実施要領」を適用する。なお、条文内で「完全週休 2 日制工事」及び「週休 2 日制工事」、「週休 2 日制工事」とあるのは、「4 週 8 休工事」と読み替えることとする。

(2) 公共建築工事積算基準を適用する工事は、国土交通省発出の「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について（改定）」及び「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」を適用する。

(3) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を適用する工事は、同必携を適用する。

2 積算については、発注方式に応じて次のとおりとする。

(1) 発注者指定型

前項第 1 号及び第 2 号においては現場閉所状況が「通期の週休 2 日促進工事（4 週 8 休以上）」の係数を、前項第 3 号においては現場閉鎖状況が「4 週 8 休以上」の係数を乗じた補正を行い当初設計金額の算出を行う。ただし、その達成状況に応じて変更契約する。

(2) 受注者希望型

労務費等の補正を行わず当初設計金額の算出を行い、受注者の取組み状況に応じ、前項各号

により変更契約を行う。ただし、現場着手前に 4 週 8 休に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

(適切な工期設定)

第 6 条 積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備・跡片付期間を含めた工期算定を行い、適切な工期設定を行う。

(工期の変更)

第 7 条 工期の変更理由が次の各号に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
- (2) 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じた場合。
- (3) 工事の施工を一時中止させた場合。

(留意事項)

第 8 条 4 週 8 休工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

(その他)

第 9 条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「建設工事請負契約書」及び「豊中市入札参加停止基準」、「豊中市入札参加停止基準運用要領」に基づき厳正に対応する。

附則

この要領は、令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日から実施する。

附則

この要領は、令和 6 年(2024 年) 8 月 1 日から実施する。